

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

山梨市立笛川学園 義務教育学校施設整備事業基本設計業務委託について、委託者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和8年1月13日

山梨市長 高木 晴雄

1. プロポーザルの名称

山梨市立笛川学園 義務教育学校施設整備事業基本設計業務委託者選定プロポーザル

2. プロポーザルの概要

別紙「山梨市立笛川学園 義務教育学校施設整備事業基本設計業務委託者選定プロポーザル実施要領」のとおり

3. プロポーザル参加要件

(1) 参加者の構成

単独の1者とする。

(2) 参加者の資格要件等

ア 山梨県内に本社・本店を有する者。

イ 提出日現在、山梨市の入札参加資格者名簿に記載されている者。

ウ 「山梨市入札参加資格者名簿」に登載するために、当年度の競争入札参加資格定期審査の申請を行った者。(但し、審査の結果において有資格者とならなかつた場合には失格とする)

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

オ 本プロポーザルの公告日から委託契約の締結日までに、国または地方自治体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でない者。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。

キ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

ク 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

ケ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別精算開始の申立てがなされていない者。

- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではない者。
 - サ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を行っている者。
 - シ 本プロポーザルの告示日から起算して過去 6 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が 2 名以上所属している者。
 - ス 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに実施設計が完了している業務で、日本国内における延べ面積 600 m²以上（※1）の同種施設（※2）または類似施設（※3）の新築・改築・増築工事に関する設計業務を受託（※4）した実績を有する者。
- ※1 改築または増築工事においては、改築または増築部分の延床面積が 600 m²以上であり、複合施設の場合には同種または類似施設に該当する部分の延床面積が 600 m²以上であること。また、倉庫・車庫等の付属棟の面積は含まない。
- ※2 同種施設とは、国土交通省告示第 8 号別添二の第七号（教育施設）のうち、国・都道府県・市区町村の施設とする。
- ※3 類似施設とは、国土交通省告示第 8 号別添二の第八号（専門的教育・研究施設）、第十一号（福祉・厚生施設）または第十二号（文化・交流・公益施設）のうち、同種業務以外の公共施設とする。
- ※4 元請けまたは設計共同企業体で受託した業務とし、設計協力（下請け）としての業務は除く。なお、設計共同企業体としては出資比率が 20% 以上の業務に限る。

4. 委託業務の実施年度

令和 7 年度から（予定）

5. プロポーザル事務局

〒405-8501

山梨県山梨市小原西 843

TEL. 0553-22-1111

FAX. 0553-23-5357

山梨市役所 学校教育課 学校管理担当

E-Mail. gakkokyoku@city.yamanashi.lg.jp